

職員の募集について（育休代替任期付職員）

1 職務内容

法務局が所管する業務である不動産登記の業務を担当する育休代替任期付職員(国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項第1号)として採用します。

2 応募資格

以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 国家公務員法に基づく懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ハ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 勤務条件等

(1) 勤務地：高松法務局民事行政部（不動産登記部門）

(2) 給 与：給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

給与額の算定のため、最終合格者の方には、卒業証明書、勤務証明書等を御提出いただきます。

（参考） 行政職俸給表（一）1級1号俸で採用された場合の俸給月額
は183,500円です。ここから学歴、経験年数等を勘案して給与額を算定します。

(3) 諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆる賞与）等があります。

(4) 勤務時間：勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

(5) 休 暇：年次休暇（在職期間が2月を超え3月に達するまでの期間の場合、5日）のほか、病気休暇、特別休暇等があります。

(6) 服 務：国家公務員法に基づく服務規定等によることとなり、守秘義務や兼業制限などが適用されます。

4 採用予定数

1名（不動産登記事務担当者）

5 雇用期間

令和7年10月1日（水）から令和8年4月30日（木）

6 選考日程

受付期間 令和7年7月23日（水）～8月19日（火）

第1次選考合格発表 令和7年8月22日（金）

※ 合格者のみに通知します。

第2次選考 令和7年8月26日（火）

※ 開始時刻は第1次選考合格者に個別に通知します。

最終合格発表 令和7年8月29日（金）まで

※ 合格者のみに随時通知します。

7 選考方法

第1次選考 ・書類選考（経歴評定）

・作文試験

第2次選考 ・面接試験（人柄・対人能力等についての試験）

※ 各選考は、高松法務局で実施します。

※ 第2次選考の実施時間は、第1次選考合格者に個別に連絡します。

8 応募方法

下記必要書類を電子メールで送付してください。

なお、電子メールを使用することができない場合には、10の問い合わせ先まで受付期間内に到達するよう持参又は郵送ください。

【必要書類】

①履歴書（写真貼付）※様式指定なし

②職務経歴書 ※様式指定なし

③作文（別紙様式1）

【受付期間】 令和7年7月23日（水）～8月19日（火）

【宛先】 takamatsu-koyou@i.moj.go.jp

※ メールの件名は、「任期付職員応募（氏名）」としてください。

9 個人情報の取扱い

採用に関し、知り得た個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

10 問い合わせ先

高松法務局職員課

住所：香川県高松市丸の内1-1

電話：087-821-6191（代表）